

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

中西2地区地域内の土地について、国土調査法による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

- 1 地図及び簿冊の名称 熊谷市中西2地区の地図及び簿冊
- 2 閲覧期間 令和8年8月21日(金)から
令和8年9月10日(木)まで 20日間
ただし、以下の日は除く
令和8年8月23日(日)、同月28日(金)から同月30日(日)
令和8年9月5日(土)、同月6日(日)
- 3 閲覧場所 熊谷市役所5階 管理課内
ただし、令和8年8月21日(金)及び同月22日(土)に限り、
熊谷市緑化センター2階 研修室とする。
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申出をすることができる。
- 5 誤り等訂正の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
- 6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 閲覧時間は、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分までの間とする。ただし、令和8年8月21日(金)及び同月22日(土)に限り、午前9時30分から正午まで、午後1時から午後4時までの間とする。

令和8年8月21日

熊谷市長 小林 哲也

